

重点項目 3

県民を挙げた食育推進運動の展開

施策の方向性(6) 県民を挙げた食育推進運動の展開

食育推進運動の全県的な展開とボランティアを含めた関係者間の連携・協力を図り、県民を挙げて食育を推進します。

継続的な食育推進運動

地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の県民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定め、各種広報媒体やイベント等を活用してその周知と県民への定着を図ります。また、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎月19日を「食育の日」と定め、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施します。

【関連施策】

いしかわ食育推進計画推進事業	食育月間、食育の日について、関係団体と連携したPRを実施します。〔再掲〕	厚生政策課
----------------	--------------------------------------	-------

ボランティア活動への支援

食育の推進は、県民一人一人の食生活に直接関わる取組であり、これを県民に適切に浸透させていくためには、地方公共団体による取組だけでなく、県民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、食品の安全性等食に関する基本的な知識等の向上を図りつつその取組の活発化がなされるよう環境の整備を図ります。

【関連施策】

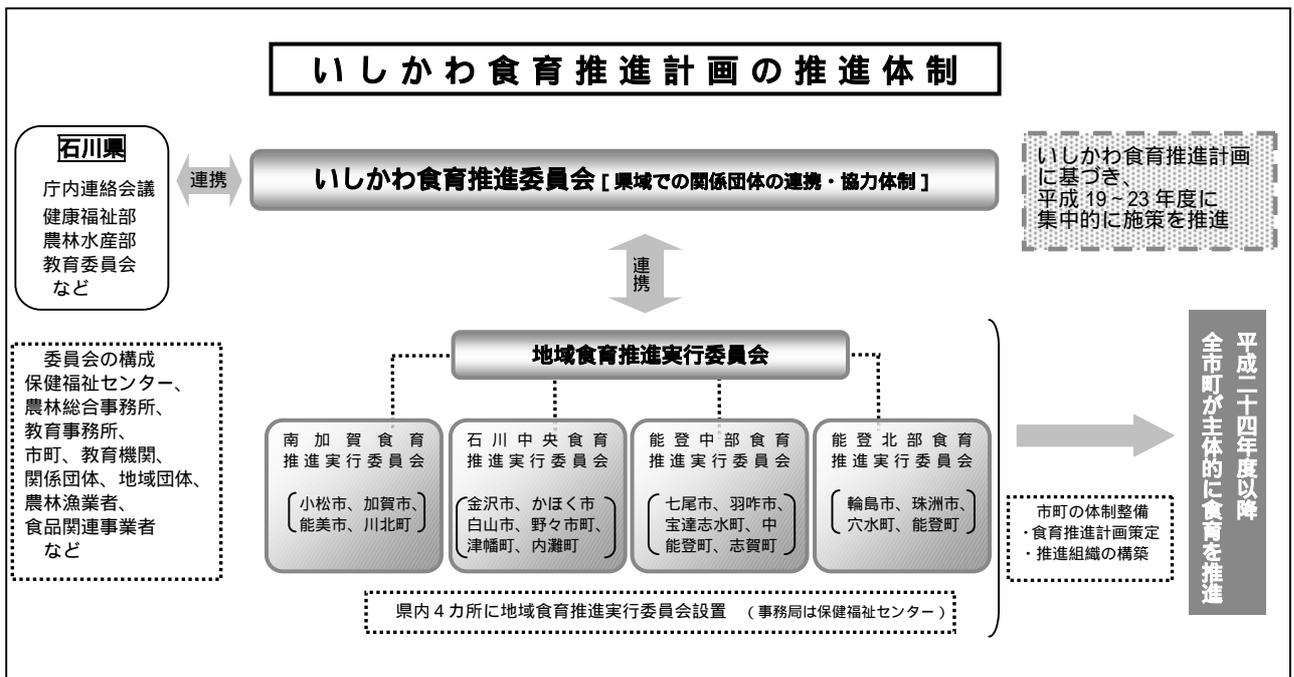
健康づくり知識習得・実践事業	食生活改善推進員など食育に関するボランティアに対し、「いしかわ健康バランスガイド～食事編」(平成18年度作成)などを活用し、基本的な知識等の向上を図ります。〔再掲〕	健康推進課
----------------	--	-------

各種団体等の連携・協力体制の確立

行政と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつづ一体となって食育、地産地消を推進することができるよう、連携・協力体制の構築等を推進します。

【関連施策】

いしかわ食育推進計画推進事業	いしかわ食育推進委員会を中核とした食育運動を展開します。地域においては、地域食育推進実行委員会を設置し、地域における連携と食育の推進を図ります。〔再掲〕	厚生政策課
地域での地産地消の推進	地産地消推進地区協議会を設置し、地産地消セミナー、食の見学体験学習会の開催や学校給食への重点品目の設定などを通じ、食や農業についての理解促進や地域における県産食材の導入拡大を推進します。〔再掲〕	消費流通課



食育の推進に関する事例収集、情報提供

食の関係者はもとより、広く県民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取組状況等必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行います。さらに、様々な分野での食育を推進し、全県的な運動として促進するため、各地で創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法を収集し、広く情報提供を行います。

【関連施策】

いしかわ食育推進計画推進事業	地域における食育の取組を促進し、その取組を事例集等にまとめ紹介することにより、県内に食育の取組を広げていきます。〔再掲〕	厚生政策課
食育に関するホームページの開設	県内の行政や関係団体の施策や各地の取組例、また、食に関する様々な情報を一元的に発信するホームページを開設し、食育に関する情報提供の充実を図ります。	厚生政策課

食育に関するホームページの概要

【掲載予定項目】

- いしかわ食育推進計画（計画の内容、推進の状況、評価など）
- 食育推進事業の紹介（県庁関係課の取組など）
- 食に関する様々な情報（食の安全・安心、栄養など）
- 食に関する統計（健康、栄養、食生活など）
- 市町、関係団体などの取組状況

市町や関係団体などのホームページとリンクし、一元化を行うことにより、総合的な情報発信を行う。

食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性に関する様々な情報を県民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて県民に分かりやすい形で情報を提供します。また、生活習慣病等を予防し、健康な生活を確保するため、科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図ります。

【関連施策】

食品の安全性等に関する情報発信	ホームページやイベント等を活用した食品の安全性や栄養等に関する情報の発信に努めます。	健康推進課 薬事衛生課
食の安全・安心推進事業	情報誌「フードコミュニティいしかわ」の発行、意見交換会の開催により、食の安全・安心に向けた取組を行います。 〔再掲〕	薬事衛生課

「いしかわ健康フロンティア戦略」(健康推進課)

<http://www.pref.ishikawa.jp/kenkou/frontia-senryaku/senryaku-top/top.htm>

「石川県に関する食の安全・安心情報」(薬事衛生課食品安全対策室)

http://www.pref.ishikawa.jp/syoku_anzen/syoku_jyouhou_index.htm

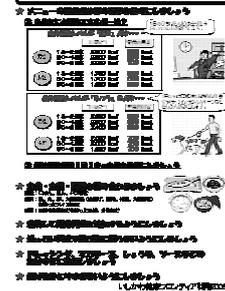
石川県に関する食の安全・安心情報

このページは、石川県における食の安全に関する各種情報や県の取組みなどをお知らせしています。
【最終更新日:平成19年1月25日】

更新情報

- ※ 食品衛生法改正試験について(H19.1.25)
- ※ 肉類食品安全委員会の平成19年度食品安全モニター募集について(H19.1.23)
- ※ ノロウイルスの集団感染を防止しよう！(岐阜中部保健福祉センターへのリンク)(H18.12.16)
- ※ いしかわ県の安全安心シンポジウムを開催しました。(H18.12.4)(H18.12.25 追加)
- ※ ノロウイルスについて(日本食品衛生協会へのリンク)(H18.11.20)
- ※ 平成18年度第1回食品安全安心対策懇話会を開催しました。(H18.10.22)
- ※ 「フードコミュニティいしかわ」創設会を開催しました。(H18.10.20)
- ※ 肉類メニューの表示は控えよう。(H18.10.16)
- ※ ノロウイルスの採取結果について。(H18.10.4)
- ※ 食中毒防止の取組。(H18.10.4 更新)
- ※ 腸炎ヒダリアによる食中毒を防止するために(海水中の腸炎ヒダリア調査結果など)
- ※ 米国カナダ産牛肉等への対応関連情報(H18.7.28 更新)
- ※ 平成18年度第1回食品安全安心対策懇話会を開催しました。(H18.7.18)
- ※ 本県における卵の衛生的取扱いについて。(H18.7.14)
- ※ 「平成17年度石川県食品衛生監視計画」の実施状況の概要について。(H18.6.30)
- ※ 石川県産の鶏卵の検疫等に関する取組について。(H18.6.30)
- ※ 「カガク・バリエーション」に関する取組。(厚生労働省へのリンク)(H18.6.20)
- ※ 畜産分野で農業を営む産地へ(残留農薬検査のポータルサイト)創設(H18.5.25)

健康づくりのための正しいメニューの選び方



(情報発信の例)

食中毒を予防する3つの原則

食中毒の原因菌・ウィルスを

- 1 つけない 食品や手、調理器具はしっかり洗う。
食品は包んで保存する。
- 2 増やさない 室内に放置せず冷蔵庫に保存する。
作った料理は早めに食べる。
- 3 消滅させる 食品内部まで十分に加熱する。
定期的に消毒をする。

食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示の適正化を進めるため、表示制度の普及・啓発と、監視指導を実施していきます。

【関連施策】

食品衛生総合対策推進事業	食品の製造・加工、流通・販売段階において、食品衛生法に定められた、表示の基準の適合状況について監視・指導を行います。	薬事衛生課
食品表示適正化事業	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく適正な食品表示の普及啓発や、店舗調査などによる食品表示の監視・指導を行います。	消費流通課
食の安全・安心推進事業	情報誌「フードコミュニティいしかわ」の発行、意見交換会の開催により、食の安全・安心に向けた取組を行います。 〔再掲〕	薬事衛生課

食品情報に関する表示例

原材料名の表示

原則、使用された全ての原材料と食品添加物は、それぞれ使用した重量の割合の多い順に表示されています。

名称	納豆
原材料名	丸大豆、納豆菌、たれ〔たん白加水分解物、しょうゆ、…（原材料の一部に小麦、大豆を含む）〕…
内容量	納豆45g×3
賞味期限	××年××月××日
保存方法	要冷蔵（10以下）で保存して下さい。
製造者	株式会社 石川県 市 町 -

期限表示

消費期限

定められた方法で保存した場合で、品質が急速に劣化する食品（おおむね5日以内のもの）には、衛生上の危害が生じる恐れのない期間が年月日で表示されています。

<例> 肉、弁当、生菓子など

賞味期限

定められた方法で保存した場合で、品質の劣化が比較的緩やかな食品には、食品の品質の保持が十分に可能な期間が年月日で表示されています。ただし、3ヵ月以上、品質保持が可能なものは年月で表示されている場合があります。

（賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではなく、おおよその目安として下さい。）

<例> 缶詰、チーズ、スナック菓子など

アレルギー食品の表示

飲食による健康上の危害の防止のため、アレルギー物質を含む食品に関して表示されています。

<例> 小麦、卵、そばなど

その他の表示例

原産地表示

生鮮食品には原産地の表示が、一部の加工食品には原料の原産地の表示が義務づけられています。

栄養表示

健康及び体力の維持、向上に役立てるために、栄養成分・熱量（カロリー）が表示されている場合があります。

基礎的な調査・研究等の実施

県民の健康増進の総合的な推進を図るため県民健康・栄養実態調査を実施し、県民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにすること等を通じて、食育推進の基礎的なデータベースとして、その成果を活用します。食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積のため、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表します。

【関連施策】

地域住民の食に関する意識等の調査	地域版食育推進計画の策定を促進するため、地域住民の食に関する意識等の調査を行います。	厚生政策課
県民健康・栄養実態調査	県民の栄養摂取状況、身体状況、生活習慣などの調査を行い、その結果を活用した食育推進施策を推進します。	健康推進課